3 経営成績(損益計算書)について

(1) 経営成績の概括

損益計算書に示される経営成績は、次表のとおりである。

(単位:千円・%)

区分	平成26年度			
	金額/比率	構成比		
総収益	6,454,821	100		
総費用	6,112,585	100		
(経常損益)				
経常収益	6,450,838	99.9		
営業収益	4,283,067	66.3		
営業外収益	2,167,771	33.6		
経常費用	6,048,907	99.0		
営業費用	4,883,902	79.9		
営業外費用	1,165,005	19.1		
(特別損益)				
特別利益	3,983	0.1		
特別損失	63,678	1.0		
当年度純利益	342,236	_		
前年度繰越利益剰余金	0	_		
当年度未処分利益剰余金	342,236			
経常収支比率	106.6	_		
営業収支比率	87.7	_		

(注)本市下水道事業は、本年度から地方公営企業法の適用となったため、平成26年度の 値のみを表示している。

総収益は、営業収益では下水道使用料収入40億2,972万5千円及び雨水処理負担金1億7,064万9千円、営業外収益では他会計補助金7億7,019万6千円及び長期前受金戻入13億9,476万1千円が主な内容である。その他消化ガス発電による売電収入などがあり、全体で64億5,482万1千円となっている。

総費用は、営業費用では管渠費 3 億 3,802 万 3 千円、処理場費 7 億 6,602 万 8 千円及び減価 償却費 33 億 5,876 万円などを、営業外費用では支払利息及び企業債取扱諸費 11 億 6,003 万 2 千円などが主な内容で、全体で 61 億 1,258 万 5 千円となっている。

また、特別損益を除く経常的な収支の割合を表す経常収支比率は 106.6%と 100%を超えているが、営業活動費用に対する営業活動収益の割合を表す営業収支比率では 87.7%であり、営業収益より営業費用の方が上回る結果となっている。

(2) 経常収益及び経常費用

ア 営業収益及び営業費用

① 営業収益

総収益に対する割合は66.3%で、決算額は42億8,306万7千円となっている。

なお、下水道収益(下水道使用料)については、総収益に対する割合は 62.4%で、決算額は、 40 億 2.972 万 5 千円である。

下水道料金の収納状況(記載金額は消費税及び地方消費税を含む。)は、次表のとおりである。

現年度分 (単位:千円・%・ポイント)

<u> </u>	11/0/3 (TEXT)					
区	分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調定額	A	4,130,718	4,128,029	4,196,484	4,228,836	4,332,620
収入額	В	4,090,161	4,086,994	4,156,268	3,726,768	3,841,611
未収額	А-В	40,557	41,035	40,216	502,068	491,009
収納率	B/A	99.0	99.0	99.0	88.1	88.7
対前年度比較増減		△0.0	△ 0.0	0.0	△ 10.9	0.6

- (備考) 1 平成25年度までは特別会計であり、26年度からは公営企業会計に移行している。
 - 2 調定額及び収入額は、公共下水道使用料と特定環境保全公共下水道使用料を合計した額である。
 - 3 対前年度比較増減は、収納率(%)の対前年度差(ポイント)である。

平成24年度以前の収入額には、当該年度の出納が閉鎖される翌年5月末までに納付されたものが含まれているが、25年度は、26年度からの地方公営企業法適用に伴う打ち切り決算のため、また26年度は、公営企業会計の適用により3月末までの納付額が計上されているため、収納率としては減少した形で現れている。

過年度分		(単位: 千円・%)
区	分	平成26年度
調定額	a	522,416
収入額	b	477,970
収納率	b/a	91.5

- (備考) 1 本市下水道事業は、本年度から地方公営企業法の適用となったため、平成26年度の値のみを表示している。
 - 2 調定額及び収入額は、公共下水道使用料と特定環境保全公共下水道使用料を合計した額である。

不納欠損額 (単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
不納欠損額	5,614	4,899	5,595	5,068	4,292

平成26年度の過年度分については、25年度の打切り決算後に収入した分が含まれている。ただし、その中には、4月末が納期である分も含まれている。なお、新会計基準の適用により、金銭債権の将来の貸倒れに備えて、回収することが困難と見込まれる額を費用計上するとともに、当該引当額を債権の帳簿簿価から控除する貸倒引当金の計上が義務付けられた。貸倒引当金の計上に当たっては、貸倒実績率等に基づいて算定することとされており、本市においても調定額に対する不納欠損額を勘案して算定されている。

② 営業費用

総費用に対する割合は 79.9%で、決算額は 48 億 8,390 万 2 千円となっている。項目別では、次のとおりである。

(7) 管渠費

管路の維持管理のための経費であり、総費用に対する割合は5.5%で、決算額は3億3,802万3千円となっている。主なものは、下水道管路施設維持業務及び下水道管路施設詳細調査業務などの委託料、桝蓋及び舗装などの修繕費等である。

(イ) ポンプ場費

ポンプ場施設の維持管理及び処理作業のための経費であり、総費用に対する割合は 1.6%で、 決算額は 9,972 万 7 千円となっている。主なものは、宮ノ陣、合川、北野中継ポンプ場他の電 気代などの動力費、中央浄化センター、汚水ポンプ場の維持管理業務委託などに係る委託料等 である。

(ウ) 処理場費

浄化センターの維持管理及び汚水処理作業のための経費であり、総費用に対する割合は 12.5%で、決算額は7億6,602万8千円となっている。主なものは、中央、南部浄化センター 等維持業務及び脱水汚泥処分業務などの委託料等である。

(I) 雨水施設費

雨水施設の維持管理及び処理作業のための経費であり、総費用に対する割合は 0.4%で、決算額は 2,399 万円となっている。主なものは、篠山排水ポンプ場維持管理及び中央公園親水護岸清掃業務などの委託料、篠山排水ポンプ場関連の修繕費等である。

(オ) 業務費

下水道使用料調定、受益者負担金収入などのための経費であり、総費用に対する割合は 2.0% で、決算額は 1 億 2,436 万 9 千円となっている。主なものは、人件費、窓口等包括委託料下水道会計による負担金等である。

(加) 総係費

事業運営のための間接経費であり、総費用に対する割合は 2.0%で、決算額は、1 億 2,050 万 6 千円となっている。主なものは、人件費、合川庁舎外壁などの修繕費等である。

(キ) 減価償却費

総費用に対する割合は55.0%で、決算額は33億5,876万円となっている。公共下水道管渠 布設第80工区工事などによる構築物に係る減価償却費が22億1,089万7千円を占めている。

(ク) 資産減耗費

総費用に対する割合は 0.9%で、決算額は 5,249 万 9 千円となっている。主なものは、管路 や中央浄化センター施設改築工事による水処理施設他に係る除却費用である。

イ 営業外収益及び営業外費用

① 営業外収益

総収益に対する割合は33.6%で、決算額は21億6,777万1千円となっている。主なものは、 分流式下水道等に要する経費や緊急下水道整備特定事業等に要する経費などとして収入した一 般会計からの繰入金7億7,019万6千円及び補助金等を財源として取得した固定資産の減価償却 見合い分に相当する額を収益として計上した長期前受金戻入13億9,476万1千円などである。

② 営業外費用

総費用に対する割合は 19.1%で、決算額は 11 億 6,500 万 5 千円となっている。主なものは、 企業債利息 11 億 5,902 万 2 千円である。

(3) 特別利益及び特別損失

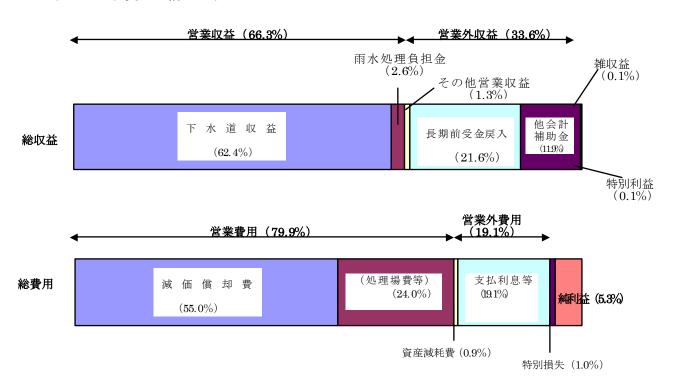
ア 特別利益

総収益に対する割合は 0.1%で、決算額は 398 万 3 千円となっている。主なものは、貸倒引当 金戻入益 386 万 3 千円である。

イ 特別損失

総費用に対する割合は 1.0%で、決算額は 6,367 万 8 千円となっている。主なものは、賞与引当金繰入額で 3,280 万 4 千円である。これは、公営企業会計への移行に伴い、期末手当・勤勉手当及び法定福利費のうち本年度の負担に属する額(前年度の1 2月から 3月までの4か月分)として計上されたものである。

総収益・総費用の構成比率



(4) 使用料単価·汚水処理原価

有収水量 1 m³当たりの使用料単価及び汚水処理原価は、次表のとおりである。

(単位:円/m³)

区 分	平成26年度		
使用料単価	А	181.2	
汚水処理原価	В	167.0	
維持管理費		65.7	
資本費		101.3	
利 益	A - B	14.2	

(備考)

- 1 使用料单価 = 下水道使用料/年間有収水量
- 2 汚水処理原価 = (汚水処理に係る維持管理費/年間有収水量) + (汚水処理に係る資本費/年間有収水量)
- 3 利 益 = 使用料単価-汚水処理原価

使用料単価は、有収水量1 m³当たりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。汚水処理原価は、 有収水量1 m³当たりの汚水処理費を示すものである。

汚水処理原価は、汚水処理に係る維持管理費及び汚水処理に係る資本費をそれぞれ有収水量で除 した値からなる。

維持管理費は、営業費用及び営業外費用の合計額から雨水施設費、減価償却費、企業債利息及び その他を控除して算出され、資本費は、減価償却費及び企業債利息の合計額から長期前受金戻入や 雨水施設費及びその他を控除して算出されている。

(5) 一般会計繰入金

一般会計繰入金とは、一般会計から公営企業会計の運営のために繰り入れられる経費である。 一般会計から企業会計へ繰り入れる場合、総務省から毎年度通知されている経費負担区分(雨水処理に要する経費及び分流式下水道等に要する経費等)のルールを基本として、繰り入れが行われている。この負担区分のルールに係る経費に対しての繰入金が「基準内繰入金」である。それ以外に、その通知の範囲とは別に行われる「基準外繰入金」がある。

一般会計からの繰入金の一覧表は、次表のとおりである。

一般会計からの繰入金一覧表

(単位:千円・%)

		項	目	平成26年度	構成比	繰入基準
収益的収入				940,845	66.3	
	営業収益			170,649	12.0	
		雨水処理負	担金	170,649	12.0	
			雨水処理に要する経費	170,649	12.0	基準内
	営業外収益			770,196	54.3	
		他会計補助	J <u>金</u>	770,196	54.3	
			分流式下水道等に要する経費	625,603	44.1	基準内
			下水道に排除される下水の規制 に関する事務に要する経費	21,014	1.5	基準内
			水洗便所に係る改造命令等に関 する事務に要する経費	3,853	0.3	基準内
			不明水の処理に要する経費	22,509	1.6	基準内
			高資本費対策に要する経費	19,336	1.3	基準内
			下水道事業債(特別措置分)の償 還に要する経費	20,396	1.4	基準内
			緊急下水道整備特定事業等に要 する経費	36,601	2.6	基準内
			下水道事業債(特例措置分)の償 還に要する経費	20,884	1.5	基準内
資本的収入				478,046	33.7	
	他会計負担金	金		478,046	33.7	
		他会計負担	1金	478,046	33.7	
			雨水処理に要する経費	9,167	0.7	基準外
			下水道事業債(特別措置分)の償 還に要する経費	228,804	16.1	基準内
			緊急下水道整備特定事業等に要 する経費	134,828	9.5	基準内
			下水道事業債(特例措置分)の償 還に要する経費	105,247	7.4	基準内
	•	合	# <u></u>	1,418,891	100	